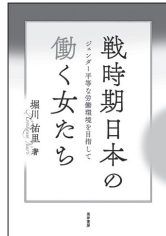


書評と紹介

堀川祐里著

『戦時期日本の働く女たち』

——ジェンダー平等な
労働環境を目指して』



評者：富江 直子

1 本書の問題意識と概要

労働の場における「女性活躍」が政府によって唱道され、キャリアと子育てとの両立を求める議論が高まる今日の日本である。似たような状況が以前にもあった。戦時期の日本でも、国を挙げて労働と生殖の両面での女性の「活躍」を求めて女性の役割について議論をおこなっていた（本書 ii 頁）。

本書は、戦時期日本の女性労働を「多様性」の観点から考察することを目的としている。本書が着目する「多様性」とは、女性労働者の属性および労務動員に対する態度の多様性、そして労働の意味の多様性である。戦時期の〈女性〉と〈労働〉の多様性をめぐる実態と課題は、現代日本の状況と多くの面で共通性を持つ。本書は、今日の日本における女性労働問題への深い示唆を与えるとともに、力強い提言を投げかけるものである。

本書で明らかにされるのは、以下の三つのことである。

第一に、戦時期の女性労働の多様性の実態で

ある。本書が特に注目するのは、生活のために働かざるを得なかった「下層」の既婚女性と、働かなくても生活できた「中流」の未婚女性という二つのカテゴリーである。

第二に、境遇の異なるこれらの女性たちに対する政府や使用者の態度である。女性の労務動員を進めるうえで、政府・使用者の関心は、もとより働かざるを得なかった「下層」の女性労働者よりも、労働を忌避していた「中流」の未婚女性の方に向けられていた。

第三に、政府・使用者による特段の配慮がないなかで、生活のために働かざるを得なかった「下層」の女性たちに関心を向けた研究者・指導者たちの議論と運動である。戦前・戦中・戦後を通じて、これらの研究者・指導者たちは、「下層」の女性たちの労働環境の改善を訴え続け、一定の成果をもたらした。

これら三点をめぐる本書の分析と考察は、一つの問題意識につらぬかれている。それは、「男性」「女性」の別によらず、「既婚」「未婚」の別にもよらず、その他のいかなるカテゴリーの別にもよらず、すべての労働者がまっとうな労働環境で働けるようになることである。本書の帯に象徴的に掲げられた「生理休暇が〈消える〉」という文言は、そうした働き方が実現する未来を意味している。

2 各章の要旨

以下、各章の要旨をみていこう。

序章「戦時期日本の働く女たちに関する研究のこれまでとこれから」では、本書の研究史上の位置づけが示される。本書の貢献は、これまでの研究で解明されていなかった戦時期の女性労働者の属性の違いや、そこから生じる労務動

員に対する態度の多様性を明らかにすることにある。

本書は、戦時期に女性たちを労務動員するにあたって生じた四つの「摩擦」に光を当てる。第一は、稼得労働を忌避する未婚女性およびその家族と、労働力の確保をおこなおうとする政府との間の「摩擦」。第二は、育児と稼得労働の両方をおこなわざるを得なかった女性たちに課せられた二つの任務の間に生じた「摩擦」。第三は、労働現場において属性の異なる女性たちの間で起こった「摩擦」。そして第四は、女性労働者と男性労働者との取り扱われ方の間に生じた「摩擦」である。

第一章「1920年代から1930年代の女性の就業状態——労働運動の指導者と研究者の視点から見た働く女たち」は、国勢調査の結果と、女性指導者赤松常子および「戦時女子労務管理研究」の担い手であった労働科学研究所の研究者の視点とを通して、戦時期に至るまでの女性労働者像を描く。

続く第二章から第五章では、上記の四つの「摩擦」についての議論が展開される。

第二章「未婚女性の労務動員のための「戦時女子労務管理研究」——労働科学研究所の古沢嘉夫の視点から」は、稼得労働を忌避する未婚女性およびその家族と、政府との間の「摩擦」を論じる。

労働需要が上昇するなかで、政府が注力したのは、稼得労働をおこなっていなかった未婚女性の労働力化であった。しかし、中流以上の階層では、女子が職業を持つことは忌避されていた。政府はこれらの未婚女性を工場労働に引き出すために、工場の受け入れ準備や労務管理の形成を指導することとなった。こうして「戦時女子労務管理研究」が盛んにおこなわれるようになっていった。

「戦時女子労務管理研究」のうち、本章が特

に注目するのは、労働科学研究所の所員であった古沢嘉夫による『婦人労務者保護』である。古沢による女子専用の施設（休憩場）や女子労働者の健康管理についての研究成果は、政府の工場指導の方針に組み入れられていったと考えられる。

戦争末期には、深夜業禁止や就業時間制限などの女性労働者保護は後退していったが、古沢は既婚女性労働者に注目し続けた。古沢の『婦人労務者保護』は、労働環境への配慮がなされることなく酷使されていた既婚女性労働者に着目したものであり、戦時期以前からの女性労働研究の視点を戦時期において継承した挑戦的な研究であったといえる。

第三章「既婚女性労働者の困難——妊娠、出産、育児期の女性たち」は、育児と稼得労働の両方をおこなわざるを得なかった女性たちに課された二つの任務の間に生じた「摩擦」を論じる。

未婚女性とは異なり、既婚女性は最後まで明示的な労務動員の対象にされなかった。しかしそれは、「生活に余裕のある層」に限られたことであったと考えられる。政府は、稼得労働をおこなわざるを得ない既婚女性を、あえて勅令や法律に明記せずとも働き続ける労働力として認識していた。既婚女性が就いた仕事は、未婚女性のそれに比べて重労働で肉体的負担が大きいものであった。

女性が子どもを産み殖やすと同時に家計も支えなければならないという事態は、貧困母子救済における政府の方針にも表れた。貧困母子の救済法である母子保護法の運用にあたっては、労働能力のある母親が「怠惰」にならないよう注意が払われた。

稼得労働と育児の両立に欠かせないものは保育施設であるが、戦時期に保育施設を必要としたのは「下層」の既婚女性であった。政府は、

「下層」の母親たちは自ずと労働すると期待していたため、出産や育児の問題については戦時時期を契機とする改善もなされず、子どもを持つ既婚女性には、未婚女性にはない労働生活上の困難があったと考えられる。

第四章「女性たちの労務動員に対する態度の多様性と政府の対応策」は、労働現場において生じた属性の異なる女性たちの間の「摩擦」を論じる。政府は、未婚女性を動員するために勤労報国隊や女子挺身隊を編成したが、彼女たちの父母が強く反対したため、編成は円滑におこなわれなかった。そこで政府は、働くことを蔑視する観念の払拭に努め、勤労報国隊や女子挺身隊の結成に対して多くの特別な配慮をおこなった。

こうして新たに動員された女性たちと、以前から工場で労働していた女性たち（「一般女子工員」「常用工員」と呼ばれた）との間には、著しい格差が生まれた。この階層的「女工格差」をめぐって、職場では両者の間の軋轢も生じた。一般女子工員のなかには、待遇や作業の差に対して、あるいは欠勤の多い女子挺身隊の勤務態度に対して、疑義や反感があった。一方、挺身隊の女性のなかにも、自分たちは金銭のために働く「女工」と異なるのだという階層意識があった。

こうした状況に対して公権力は、両者の待遇の差を是正するために動いた。その結果として、一般女子工員には（出産や育児に関わらない部分の）労働環境の改善がみられた可能性がある。特に賃金については、男女同一労働同一賃金原則は実現されなかったものの、女性同士の賃金格差の是正が議論された。

このように、女性たちを労務動員するためのさまざまな方策がとられたのだが、労働を忌避する未婚女性の動員は、政府の思惑通りに進まなかった。そこで実施されたのが、従来から工

場に在籍している一般女子工員の徴用——「現員徴用」——であった。政府は労働を忌避していた女性たちに対しては「新規徴用」をおこなわず、あくまでも女子挺身隊として動員しようとした。最後まで労務動員を回避した女性たちも存在したと考えられる。

第五章「赤松常子の主張と産業報国会の取り組みとの齟齬——既婚女性の労働環境をめぐる」は、女性労働者と男性労働者との取り扱われ方の間に生じた「摩擦」を論じる。

第四章でみたように、未婚女性労働者の労働環境に改善がみられた可能性がある一方で、子どもを持つ既婚女性には労働生活の困難があったと考えられる。こうした女性労働者の労働状況を問題視した人物として、第二章で取り上げた古沢の他に、産業報国会女性指導者として活動した赤松常子がいる。赤松は、既婚女性たちの労働環境の改善を、戦時下において主張し続けた。

戦時期に女性労働者の労務動員のための工夫としておこなわれたのは、男性熟練工が担っていた作業を分割して簡易にすることであった。このことは、女性労働の価値を低く留め置き、女性の賃金を低く抑えることにつながった。経営側には、戦時期に女性労働者の採用を増やしても、戦争が終われば女性は家庭に戻るから男性の脅威にはならないという考えもあった。

産業報国会の女性指導者たちは、こうした女性労働者処遇に対して、「ある時は工場に出よといひ、ある時は産めよ殖やせよで早婚を奨励される」という矛盾した命令が女性労働者をとまどわせると批判し、女性の労働力を真剣に動員しようと欲するならば、肚をきめて女性の「技術教育、職業教育指導」に乗り出してほしいと求めた。

しかし、産業報国会がおこなったのは、もっぱら未婚女性の「母親代わり」としての「女性

指導員」の募集であった。これは「生活に余裕のある層」の未婚女性の労働動員を進めるための方策として、「嫁入り前」の娘を工場に働きに出すことを不安がる母親たちの理解を得るためにおこなわれたものと考えられる。

女性指導者たちの主張が実現しなかった背景の一つとして、彼女たちの所属組織が労働関係の事項を取り扱う労務局ではなく、厚生局生活指導部であったことが挙げられる。つまり、女性労働は男性労働とは別の領域——〈生活〉の領域——で扱われるものとされていたということである。

第六章「戦時体制が残した女性労働者の健康への視点——生理休暇の現代的意義」は、戦時期の女性の労働動員が現代日本に残したものの一つとして生理休暇を取り上げ、その制定過程の議論を考察する。労働科学研究所や赤松の活動は、敗戦後に生理休暇の制定という形で一つの実を結んだ。

戦時期に女性労働動員の最前線に立っていた赤松らは、占領期の労働基準法の制定に影響を及ぼすことになった。赤松は、労務法制審議委員会小委員会に唯一の女性委員として入り、生理休暇の制定を強く主張した。赤松は、生理休暇が制定された後も、女性労働者の労働環境の改善の主張を続けた。

終章「戦時期日本を生き抜いた働く女たち」は、各章の要点および本書全体のまとめである。

3 本書の意義と今後の研究課題

以下では、本書が基本的視座を置く女性労働の階層的な多様性をめぐる論点を中心に、本書の意義と今後の研究に残された課題を考えていこう。

・配慮の外に置かれた人びとへのまなざし

戦時期に女性労働を動員する必要に迫られた政府や使用者の関心は、働かなくても生活できる未婚女性をいかに労働現場に引き出すかに向けられていた。他方で、働いていない既婚女性たちは、戦力としての人口を殖やすべく子を産むことを期待された。戦時期に国家によって明示的に規定された女性役割は「働く未婚女性」と「産む既婚女性」であった。本書は、この二項のどちらでもない女性たちに光を当てる。それは文字通り多様で、さまざまな属性と事情を持つ個々人であるはずだが、本書が特に焦点を置く対象として取り上げたのは「産みかつ働く既婚女性」である。

本書は、戦時期に「中流」の未婚女性という特定のカテゴリーの人びとの労働環境に対する配慮がおこなわれ、それが「下層」の既婚女性労働者にも均霑されていった可能性を指摘している。しかし、著者が注意を促すのは、未婚女性を労働力化するためにおこなわれた配慮が一般女性労働者の労働環境の改善にもつながったという正の側面についてのみではない。著者が強調するのはむしろ、既婚女性にとっては切実であったはずの出産や育児に関わる問題が置き去りにされてしまったことである。特定のカテゴリーの人びとや問題に対する配慮は、ほとんど常にだれかを置き去りにする。そして、配慮の対象は、当事者にとっての必要性よりも、国家や社会の目的に照らしての必要性によって選ばれがちであることも忘れてはならない。だからこそ、研究者は、配慮の外に置き去りにされている人や問題にこそ関心を寄せ続けるべきなのであろう。本書で再評価された古沢嘉夫や赤松常子の事績がこのことを教えてくれる。

戦後に実現した生理休暇もまた、特定のカテゴリーの人びとの特定の問題を対象とする配慮であるゆえの限界を持つ。したがって、著者が強調するように、赤松がめざした目標は生理休

暇の制定ではなく、一般的な労働環境の改善によって生理休暇が〈消える〉ことであった。この目標に近づくためには、「女性労働者」の多様性をさらに掘り下げるとともに、「男性労働者」の多様性をも視野に入れた分析と考察を展開していくことが、重要な課題になるのではないかと思われる。

・労働をめぐる自由について

本書が目にした働かざるを得ない既婚女性たちは、働かないという選択肢を選べなかった人びとである。その仕事に就くことが社会的にいかなる意味を持つことになろうとも、自分や家族の生活を維持していくためには働かざるを得なかった人びとである。著者は、労働参加が結果として戦争に協力することになったとしても働くしかなかった女性たちの状況に目を向けるべきであると言う（本書 191 頁）。生活の必要から働かざるを得ない状況は、働くことの意味を問う自由を奪うのである。

他方で本書は、労務動員の対象とされながらも最後まで労働を回避した「中流」の未婚女性たちの存在を示唆している（本書 134 頁）。そうした女性たちは、労働を回避することによって、何に抵抗し、何を守ったのだろうか。資料の制約により難しいことと思うが、興味深いところである。国家や社会によって押し付けられる女性役割が何であるかに相関して、女性たちの抵抗や志向の対象は変化していく。若い女性は親許で結婚の準備をすべきという規範が強ければ、家庭の外に出て職業を持つことが女性の解放のかたちになり得るだろう。反対に、女性の労働現場への動員が推し進められた戦時期には、「花嫁修業」として親許にとどまることが抵抗のかたちになり得たということもあるのだろうか。

戦時期に労働を回避するという選択を可能に

したのは、「中流」家庭という経済的基盤であった。本書が描き出したように、国家や企業の事情に否応なく翻弄されたのは、多くは経済的に余裕のない女性たちであった。個人を動員しようとする国家や社会の圧力に抗して、私的領域における相対的な自由を守ることは、物質的な基盤を持たない人びとには難しい。

国策協力が女性の解放につながることに期待をかけて、動員を「参加」に読み替えようとした女性たちもいたかもしれない。しかし、稼得の必要に迫られた女性たちは、生活のために働くこと以外に何も選べなかったのであった。だから著者は、「労働者が戦争協力となるような労働を拒否することのできる社会を作ることが必要」（本書 192 頁）と主張する。社会階層やジェンダー、未婚・既婚の別、その他の条件にかかわらず、何人も他者や自己を犠牲にするような労働を強いられることなく生きられる社会を作っていくこと。これが、本書全体をつらぬく著者の問題意識であり、現代社会に向けての提言である。

本書は「自助原則がむき出しになった戦時期における労働の在り方を問う」（本書 191 頁）ことを通じて、自助原則が支配する社会が、個人の精神的・身体的な自由を侵害することを教えてくれる。公的生活保障が個人の自由の保障であることを、あらためて銘記したい。

・現代日本の女性労働への視座

国家・社会にとっての必要性から女性の「活躍」が求められ、女性が生産と再生産の二つの任務を負わされた戦時期日本は、現代日本の状況に通じるところがあると、著者は言う。その二つの任務が、稼得労働と家事労働の二重負担となって、それを担う（あるいは担うことができない）個人の健康や幸福を制約してしまうのか、それともキャリア形成と家庭形成の両立可

能性として各人の人生における選択肢をより豊かにするのか。本書が描き出した女性労働の階層的多様性は、今も重要な問題として存在し続けているだろう。

本書の後に続く研究の課題として、「男性労働者」の多様性も含めて、配慮の外に置き去りにされながら働いている多様な人びとに関心を向け続けていくことが重要であろう。本書のなかで著者は、すべての人にとって働きやすい労働環境をともに切り拓いていこうと呼びかけている。多くの読者がこの呼びかけに応えていくことと思う。

（堀川祐里著『戦時期日本の働く女たち——ジェンダー平等な労働環境を目指して』晃洋書房，2022年2月，xiv+206+21頁，定価4,950円（税込））

（とみえ・なおこ 茨城大学人文社会科学部教授）